事業継続緊急対策（テレワーク）助成金
事業実施に当たっての留意事項　誓約書

○助成事業の状況及び経費の支出等を確認するため、**助成事業終了後に、職員が立ち入り調査を行う場合があります。**

○助成事業の実施により整備した**テレワーク機器類については、助成事業の終了後も、適切に管理してください。**

○助成事業の実施により整備した**テレワーク機器類について、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、事前にしごと財団の承認を受けることが必要**です。

○**助成金を他の用途に使用したとき、助成金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときなどの場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。**また、**助成金の全部又は一部を取り消した場合においては、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、助成金の返還を求めます。**

年　月　日

上記留意事項の内容について理解し、助成事業の実施により導入した機器等を適切に管理することを誓約します。また、この誓約に虚偽又は不正があった場合は、助成金を返還します。

所　　在　　地

団 体 等 の 名 称

代表者役職・氏名　　㊞